

# 第三者行為(交通事故など)の届出について

## 第三者行為(自分以外の方の行為)によりケガをしたとき、病気になったとき

交通事故(自動車事故、自転車事故)や飲食店等での食中毒、けんか等、第三者の行為によりケガや病気となった場合は、本来加害者から治療費などの損害賠償を受け、治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしないという場合などのときには、国保の保険証を使って医療機関等にかかることができます。

ただし、その場合、治療費を国保が一時立て替えて支払う形になるため、あとで国保がその治療費を加害者等に請求することになります。

保険証を使う場合は、忘れずに届出をしてください。

届出をしていただくことにより、国保は給付した医療費を加害者等に求めることができます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 交通事故にあったときの注意

- ◆警察に人身事故の届出をし、「交通事故証明書」をもらいましょう。
- ◆国保医療課に「第三者行為による傷病届」を提出してください。  
(申請書は北見市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。)

- ◆届出に必要なもの◆
  - マイナンバーカードまたは通知カード
  - 本人確認ができる書類
  - 保険証
  - 印鑑
  - 交通事故証明書(後日でも可)

**【第三者行為とは】**

- 交通事故(自動車、自転車)
- けんか
- 他人の飼い犬等に咬まれた
- 購入食品や飲食店での食中毒
- スキー、スノーボード等での衝突、接触
- 工事現場からの落下物でのケガなど



**示談は慎重に**

国保に届け出る前に示談をすると、その取り決めが優先して、加害者に治療費を請求できない場合があります。**示談をする前に必ず国保医療課の窓口へ届出をしてください。**

**交通事故にあったとき 次のことをこころがけましょう。**

<p><b>1</b></p> <p>まず落ち着いて、救護を最優先させましょう。</p>	<p><b>2</b></p> <p>相手の車のナンバー、型、色、名称、運転者の氏名、住所、免許証、車検証、自賠責、任意保険加入の有無などの確認をおきましょう。</p>
<p><b>3</b></p> <p>目撃者への協力をお願いしておきましょう。</p>	<p><b>4</b></p> <p>警察へ届け出ましょう。</p>
<p><b>5</b></p> <p>国保医療課へ届け出ましょう。</p>	<p><b>6</b></p> <p>必ず医師の診断を受けましょう。</p>

**労災で保険証を使用した場合 国保に届出を!**

労働者災害補償保険法に定める適用事業所で働く労働者の業務上の事由または、通勤による負傷、疾病、障害または、死亡に対しては労働者災害補償保険法が優先して適用されます。

保険証を使用し、給付を受けた場合には、給付額を返還していただくことになります。**労災適用の場合にはお早めに届出をしてください。**